

令和 6 年度公益法人社会貢献広報事業選定基準

令和 5 年 7 月 20 日改正

1 目 的

この基準は、公益法人が行う社会貢献広報事業の選定について必要な事項を定め、事業選定の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

2 選定の判断事項

一般財団法人日本宝くじ協会は、社会貢献広報助成事業申請者について、次の各号を調査の上、3 に基づき選定を行うものとする。

(1) 公益性

○ 事業の目的が国民の理解を得やすいものになっているか

○ 助成する事業が国民の生活に直接役立っているか

下記に該当する事業は認めない。

・主な受益者が地方自治体、政府機関等の関係者にとどまるもの

・機関誌や会報など主に団体構成員の情報交換を目的とし、配布先が限定的なもの

(2) 広報効果

○ 特定の対象に偏らず多くの国民の目に触れる機会があるか

○ 発売団体の枠を超えた広域的※な広報効果が見込まれるか

※施設、車両等の事業は、集客（視認）を見込む広報効果の範囲や地域及び人口バランスへの配慮により評価する。

(3) 効率性

○ 費用対効果が高い効率的な事業となっているか

○ 【新規事業】社会貢献広報の領域を広げるために役立つか

【継続事業】前年度に比べて改善や工夫がなされているか

3 選定方法

各判断事項に基づいて評価を行い、一定基準以上を選定対象として優先順

位を付し、特定の事業分野に集中しないよう、予算の範囲内で選定する。

ただし、一定基準以上の評価を得た場合であっても（１）公益性の２項目のうち一つでも「改善の余地あり（－１）」の評価がなされた場合、不採択とする。

また、評価が同点の場合、（１）公益性及び（２）広報効果の合計点数が多い方を優先する。

４ 選定の制限

社会貢献広報助成事業を実施する公益法人については、法人の活動内容が二以上の都道府県にわたり、広域的に活動している法人であることが必要であり、また、次の各号の一に該当するものは選定することができない。

- （１）法人の事業概要・役員構成・財政状況等について公表していない透明性の低い公益法人
- （２）退職した国家公務員の理事総数に占める割合が３分の１を超える公益法人
- （３）宝くじ資金を財源として分担金を受け入れている公益法人
- （４）一般財団法人日本宝くじ協会が所管する公益事業に対する助成要綱等に定める法人の適格性、社会貢献広報に係る指定表示、助成物件の管理等における不適切な事案が認められた場合において、これらの適格性を確保するための体制整備、再発防止のための新たな方策等適切な改善がなされたと認められた後、１年間経過していない公益法人